

令和3年第2回定例会（12月議会）  
所管事項審査関係資料

令和3年12月1日  
総務部

【所管事項】

<徴収特別対策室>

秋田県地方税滞納整理機構について・・・・・・・・・・ 1

<総合防災課>

秋田県地域防災計画の修正について・・・・・・・・・・ 2

## 秋田県地方税滞納整理機構について

徴収特別対策室

### 1 これまでの経緯と現状

#### ① 経緯

- 秋田県地方税滞納整理機構（以下、「機構」という。）は、平成19年の国から地方への税源移譲に伴い増加した未納繰越額の圧縮のため、個人県民税及び市町村税の滞納整理の推進による税込確保と、県職員と市町村職員が協働で滞納整理を行うことにより、市町村の徴収技術の一層の向上を図ることを目的として、平成22年度から3年間の暫定的な組織として設立された。
- その後、5年ずつ2回の期間延長を経て、現在の設置期間は令和4年度までとされている。

#### ② 現状

- 市町村税の未納繰越額については、平成22年度の10,785百万円をピークに減少傾向が続いており、令和元年度はピーク時の2分の1以下の4,934百万円となっている。
- 市町村からの処理依頼事案については、平成23年度の1,192件をピークに減少傾向が続いており、令和2年度は59件となっている。
- 市町村からの派遣職員の勤務形態については、設立当初は全て常勤（県庁に常駐）であったが、平成25年度に非常勤（派遣元の市町村に常駐）も可能としてからは、非常勤が主となっている。
- 市町村が機構に求めていることが、滞納整理の推進から滞納整理技術の向上（研修・人材育成）や困難事案等の相談対応へと変化してきている。

### 2 検討の経過

- 令和2年度から、機構の今後のあり方に関する検討部会（以下、「検討部会」という。）を5回開催し、市町村の意見も聴取した上で検討した結果、設置期間の延長はしないという意見で一致した。
- 検討部会の検討結果の報告を受け、機構運営委員会（委員長：県総務部長、委員：各市町村税務主管部課長）において審議したところ、全市町村から承認された。
- 検討経過や承認内容について、県・市町村協働政策会議において報告した。

### 3 令和5年度以降の対応

- これまで機構が市町村に対して行ってきた、職員の研修や滞納処分における困難事案等の相談対応については、県が行う。

課 題	
<b>令和元年東日本台風(台風19号)を受けたもの</b>	
<b>① 分かりにくい避難情報</b>	○警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない
<b>② 高齢者等の被災</b>	○避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)の作成は進んだものの、いまだ多くの高齢者が被害を受けていることへの対応が必要
<b>③ 住民の避難遅れ</b>	○広域的な災害が増加する中、災害が発生するおそれがある段階で、地方公共団体が避難先の協議等を行う仕組みがない
<b>令和元年房総半島台風(台風15号)を受けたもの</b>	
<b>④ 大規模停電の長期化</b>	○大規模停電時における地域社会の維持や迅速な復旧を図るため、対応の強化が必要
<b>新型コロナウイルス感染症を受けたもの</b>	
<b>⑤ 避難所等の感染症対策</b>	○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた防災対応が必要



主な修正予定項目
<p>① 国の避難情報の見直しを受け、警戒レベルの表示内容等を修正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」                      「避難勧告、避難指示(緊急)」 → 「避難指示」                      「災害発生情報」 → 「緊急安全確保」</p> </div>
<p>② 市町村における個別避難計画作成の努力義務化</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な避難支援が行われるよう避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成</li> <li>・要支援者についての関係者間における情報共有や調整、訓練の実施</li> </ul> </div>
<p>③ 広域避難のための協議規定の見直し</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがある段階での市町村間等の協議規定の追加</li> </ul> </div>
<p>④ 大規模停電の復旧には一定の時間を要するとの前提のもと、具体的な対策を追加</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低3日間の発電に必要となる燃料の備蓄等</li> <li>・非常用電源等の配備状況のリスト化</li> <li>・災害情報・生活情報を伝達できる体制の整備</li> </ul> </div>
<p>⑤ 市町村による避難所での感染症対策を追加</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所の十分な避難スペースの確保、レイアウト・動線の設定</li> </ul> </div>

## 今後のスケジュール

- 令和4年1月 計画修正(素案)についてパブリックコメント実施
- 〃 2月 12月議会報告からの変更箇所を県議会に報告
- 〃 3月 県防災会議で計画修正(案)を協議、計画の決定